平成２７年（フ）第１９６号
和歌山県海南市沖野々383番地
債務者　前中　文雄
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０３号
和歌山県海南市名高441番地
債務者　鳥羽　香衣（旧姓弓場）
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０４号
和歌山市寺内579番地　ハイツコサカ301号
債務者　吉村眞弓こと　金　　眞弓
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０８号
和歌山市島橋西ノ丁７番18号
債務者　池田　博紀
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１１号
和歌山市津秦138番地16
債務者　岡本　真琴
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１８号
和歌山市粟264番地16
債務者　向井地孝二
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２２１号
和歌山県紀の川市西三谷323番地９
債務者　野口　国宏
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０１２号
大阪市城東区放出西３丁目15番２―301号
債務者　小林　英敦
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０４５号
大阪市此花区高見１丁目７番16―1310号
債務者　中島　節子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１９４号
大阪府八尾市松山町１丁目７番24号
債務者　益田　三昭
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２９５号
大阪市東淀川区西淡路１丁目11番10―501号、前住所大阪市住吉区長居１丁目２番17―704号
債務者　淀　　聖夫
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３１５号
大阪市東淀川区小松４丁目17番４―108号
債務者　岩坂　境子（旧姓髙野）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２９号
沖縄県浦添市仲間１丁目７番９―402号　サントピア仲間
債務者　下地　綾子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３９号
山形県米沢市御廟２丁目４番20号　コーポマイルーム106号室
債務者　佐藤　　優
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第６８８号
埼玉県川口市芝西２丁目10番６号　富田マンション303号
債務者　押井　恵美（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６９５号
さいたま市南区根岸１丁目４番７号　ハイペア高梨201号室
債務者　清野　秀俊
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６９８号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目40番地
債務者　加藤　三広
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７０３号
埼玉県蕨市北町３丁目７番27号　サンハイツわらび301号、旧住所埼玉県戸田市下前１丁目６番１―301号
債務者　大江　　勝
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係